

宮城県災害時広域受援計画 (本編)

令和元年5月

宮 城 県

宮城県災害時広域受援計画

目 次

第1章 はじめに

1 策定の背景と目的	1
2 本計画の位置付け	2
3 本計画の対象期間	3
4 本計画の対象範囲	4

第2章 受援体制

1 基本方針	5
2 災害対策本部の組織	6
3 災害対策本部事務局の受援体制	7
4 情報連絡員（リエゾン）の受入れ	8
5 市町村との連携	8
6 広域・圏域・地域防災拠点	8

第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

1 基本方針	10
2 救出救助活動に係る県の体制	10
3 自衛隊（災害派遣部隊）への要請	11
4 警察（警察災害派遣隊）への要請	12
5 消防（緊急消防援助隊）への要請	13

第4章 医療機関からの応援の受入れ

1 基本方針	16
2 DMAT	16
3 医療救護班	18

第5章 自治体等による人的支援の受入れ

1	基本方針	20
2	県内応援体制	20
3	広域応援協定団体への応援要請等	21
4	被災市区町村応援職員確保システム	23
5	応援要請の流れ	25
6	都道府県等による自主的応援の受入れ	25
7	各応援団体の活動場所の確保	25
8	受援対象業務等	26

第6章 物的支援の受入れ

1	基本方針	29
2	物資拠点の検討及び調整	29
3	必要物資の把握及び調達	29
4	輸送手段の確保	30
5	内閣府プッシュ型支援・プル型支援への対応	30
6	物資の配送計画及び調整	30
7	物資の在庫管理	31

第7章 その他

1	ボランティアとの連携	32
2	海外からの支援の受入れ	33
3	費用負担	35
4	訓練及び計画の見直し	36
5	市町村への受援体制構築の支援	36

第1章 はじめに

1 策定の背景と目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、発災直後は被災情報収集さえも困難を極める状況であったが、全国の自治体や防災ボランティア等多方面からの人的・物的支援により、未曾有の大災害を乗り切ることができた。

しかしながら、本県では他の地方公共団体から支援を受けることは想定していたものの、数多くの応援の受入れを調整するための体制作りが十分ではなかったため、状況にあわせて対応せざるを得なかった。加えて、応援要請・応援ルートが複数にわたったことが、情報把握の困難さや情報の錯そを招くこととなり、応援の受入調整が複雑化した。さらに、応援職員の受入窓口や様々な業務の配置方法及び業務の管理方法が明確になっておらず、当初は秩序立った応援職員の受入れや調整ができない事例もあった。

大規模災害発生時における広域応援については、東日本大震災の教訓等を踏まえ、平成24年5月に「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」（以下「全国知事会協定」という。）が、平成26年10月に「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「8道県協定」という。）が締結され、応援を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項が定められた。また、平成28年4月に発生した熊本地震においても一部で応援の受入れに関する混乱があったことを受け、内閣府は、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（以下「内閣府ガイドライン」という。）を策定した。内閣府ガイドラインでは、受援体制を効果的に機能させるために、災害時に必要な資源（人的資源及び物的資源）の管理、ボランティアやNPO等各種団体との連携及び受援を担当する組織を設置する必要性を示すとともに、あらかじめ定めておく事項とされた。

県では、このような背景を踏まえ、発災後に自治体等の人的支援や支援物資を受入れる体制や手続をまとめ、今回、宮城県災害時広域受援計画（以下「本計画」という。）を策定することとした。

本計画は、内閣府ガイドラインに基づく内容であるとともに東日本大震災の教訓を反映させたものとなっており、大規模災害発生時において、応援の申出に対する適切かつ迅速な受入調整に寄与し、貴重な人的・物的支援を最大限かつ効果的に活かすことで、被災から早期復旧につながることを目的としている。

なお、本計画に記載する内容については、大規模災害時の応援受入れについて必要事項を示したものであるが、発災時においては災害の規模等に応じて柔軟に運用するものとする。

2 本計画の位置付け

(1) 宮城県地域防災計画との関係

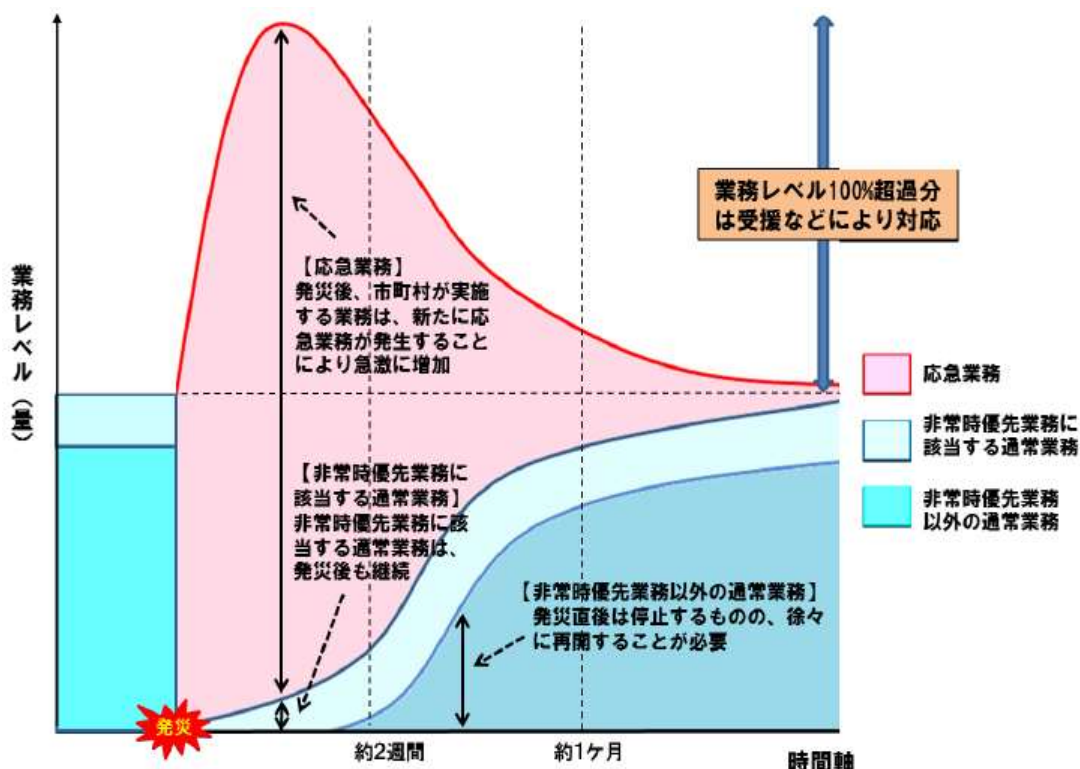
本計画は、宮城県地域防災計画「地震災害対策編」第2章第19節（相互応援体制の整備）、「津波災害対策編」第2章第19節（相互応援体制の整備）、「風水害等対策編」第2章第13節（相互応援体制の整備）及び「原子力災害対策編」第2章第7節（緊急事態応急体制の整備）に基づくものである。

(2) 宮城県業務継続計画（BCP）との関係

県は、平成28年に宮城県業務継続計画（以下「県BCP」という。）を策定し、行政自らが被災した際に県庁内の人的・物的資源を集約するため、非常時に優先する業務（非常時優先業務）の選定を行った。

しかし、大規模災害時においては、災害対応業務が大幅に増加することが想定され、既存の資源では対応が困難となる事態が起こりうる。

本計画は、県外の自治体等から人的・物的支援を受ける際の県の具体的な行動等を定めるものであり県BCPを相互に補完する役割をもつ。



出典：大規模災害時における地方公共団体の業務継続の手引き 内閣府(防災担当)

(3) 大規模災害応急対策マニュアル等との関係

大規模災害応急対策マニュアルとは、各部局等で実施する初動期の基本的な項目をフローチャート化したものである。本計画は災害対応業務について、人的・物的資源が不足した際の応援の受入れについて記載したものであり、各災害対応業務の詳細については大規模災害応急対策マニュアルや各部局等が定めた個別マニュアル及び計画に従う。

3 本計画の対象期間

被災自治体に対する人的応援は、初動期から復旧期（初期）を対象とした「応援」（短期派遣。災害対策基本法や相互応援協定に基づく。）と、主に復旧期（中期以降）・復興期を対象とした「派遣」（中長期派遣。地方自治法に基づく。）が想定される。

東日本大震災の教訓等を踏まえると、特に初動期から復旧期（初期）における円滑な受援の手順等を明確化することが必要であると考えられる。また、物的支援においても、復旧期（初期）に全国から被災地に多くの支援物資が届けられた一方、物資拠点で滞留し、避難所に届くまで時間を要するなどの課題が残った。

以上のことから、本計画の対象期間は、応援の受入れについての対応が困難と予想される初動期（発災後3日間）と、応急期から復旧期（初期）（おおむね1か月ないし2か月）までとし、その後は各応援団体の業務を県が引継ぎ対応にあたるものとする。ただし、災害の規模が甚大で1か月ないし2か月経過後も県外からの人的・物的支援が必要となる場合は、必要に応じて期間の延長を行う。

本計画で対象とする期間を図示すると次のとおり。

本計画の対象期間	初動期・応急期・復旧期（初期）	<p>災害対策基本法に基づく応援</p> <p>災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。応援期間は短期間であり、応援職員の身分の異動を伴わない。なお、応援を求められた地方公共団体は正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。</p> <p>【根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害対策基本法に基づく市町村間等の間（67条） ・市町村長等と都道府県知事等の間（68条） ・都道府県知事等の間（74条） 	<p>【想定業務】</p> <p>避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など</p>
	復旧期（中期以降）・復興期	<p>相互応援協定に基づく応援</p> <p>地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。</p> <p>【根拠】</p> <p>各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等</p>	<p>【想定業務】</p> <p>協定に規定されている業務</p>
		<p>地方自治法に基づく派遣</p> <p>地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として東日本大震災及び熊本地震においても実施された。派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。</p> <p>【根拠】</p> <p>地方自治法第252条の17第1項</p>	<p>【想定業務】</p> <p>災害査定等の社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧） など</p>

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府（防災担当）を基に作成

4 本計画の対象範囲

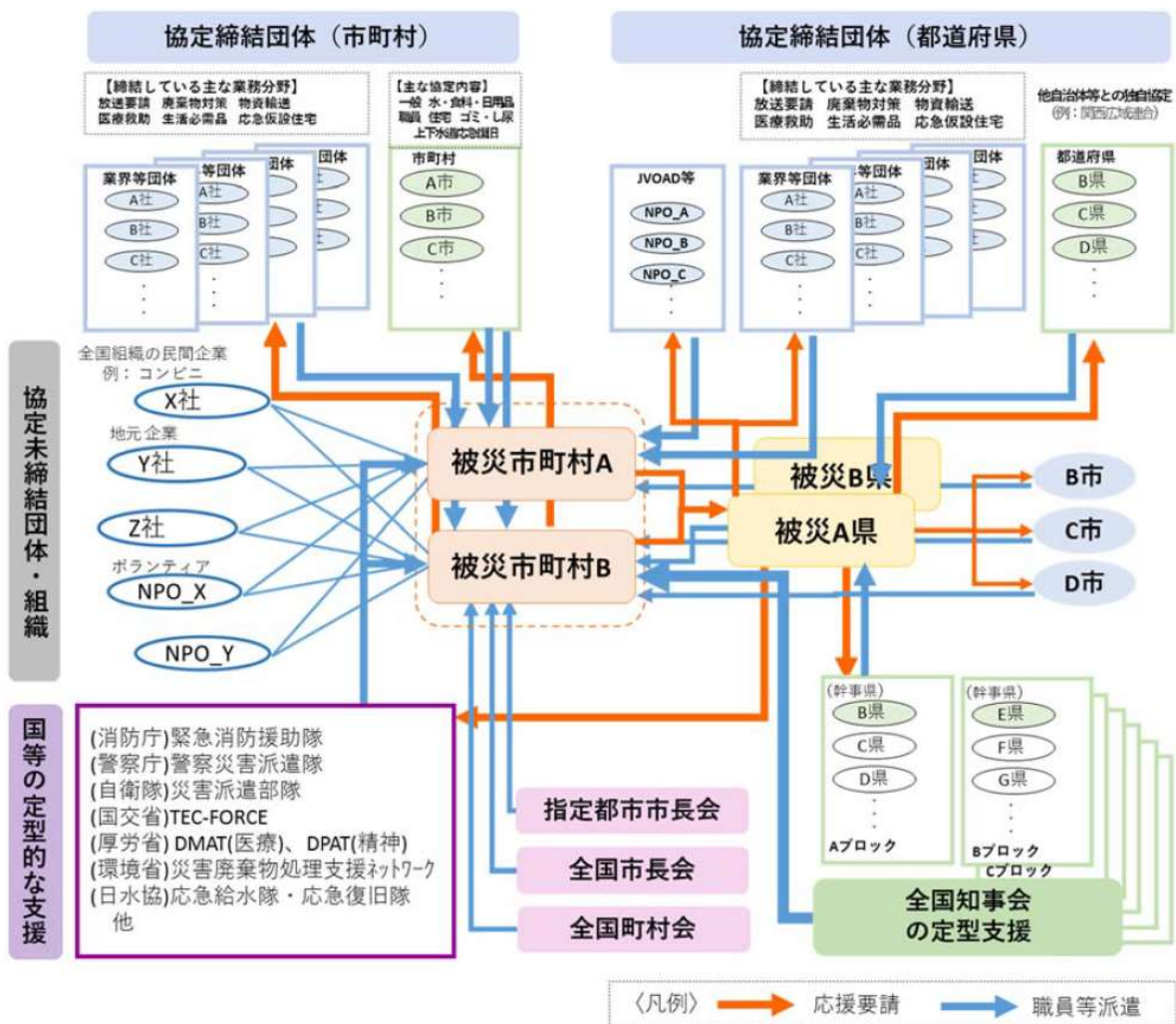
本計画では、初動期から復旧期（初期）にかかる県外からの応援の受入れを前提とし、主に次のことについて必要事項を定める。

- (1) 救出救助機関からの応援の受入れ
- (2) 医療機関からの応援の受入れ
- (3) 自治体等による人的支援の受入れ
- (4) 物的支援の受入れ

第2章 受援体制

1 基本方針

大規模災害が発生すると、国、被災地外の地方公共団体、ボランティア等各種団体が被災地にて応援活動を実施する。その形態は、災害対策基本法による応援の要求や災害時相互応援協定に基づく応援要請のほか、国等の定型化された支援や協定未締結団体による自発的な応援など、様々な枠組みで行われる。災害の規模が大きくなれば、被災市町村の数は増え、被害が甚大になれば様々な応援主体から多くの人的・物的資源が投入されるため、その応援資源の受入れは複雑化する。



出典: 地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

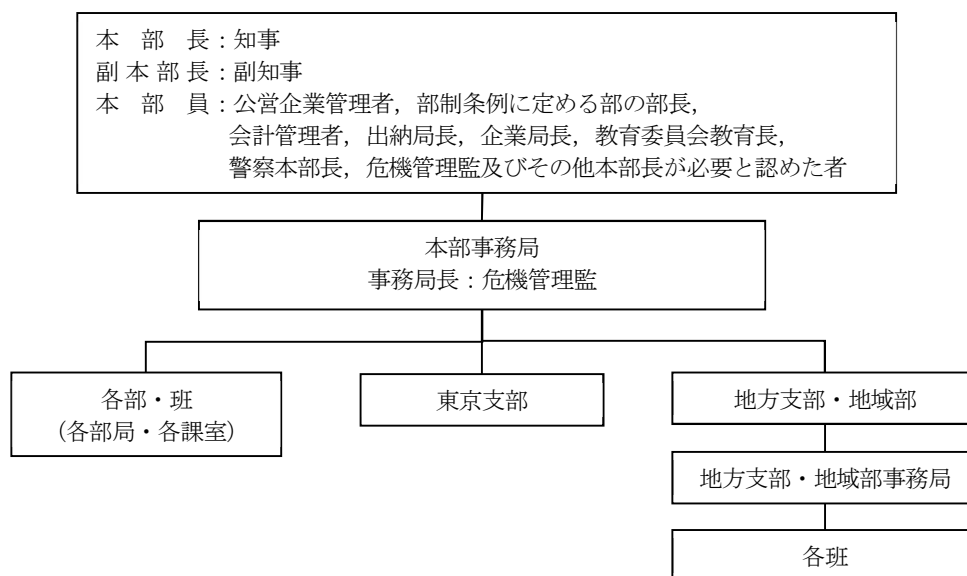
そのため、内閣府ガイドラインでは、県による受援の調整が必要であり、体制や役割を明確化しておくことが必要であると提起されている。

県は、あらかじめ応援を受け入れる主な業務を想定するとともに、応援の受入調整を行う組織を設置し、応援側からの応援申出の受付や受入調整、市町村等からの応援要請に対する調整などを行う。

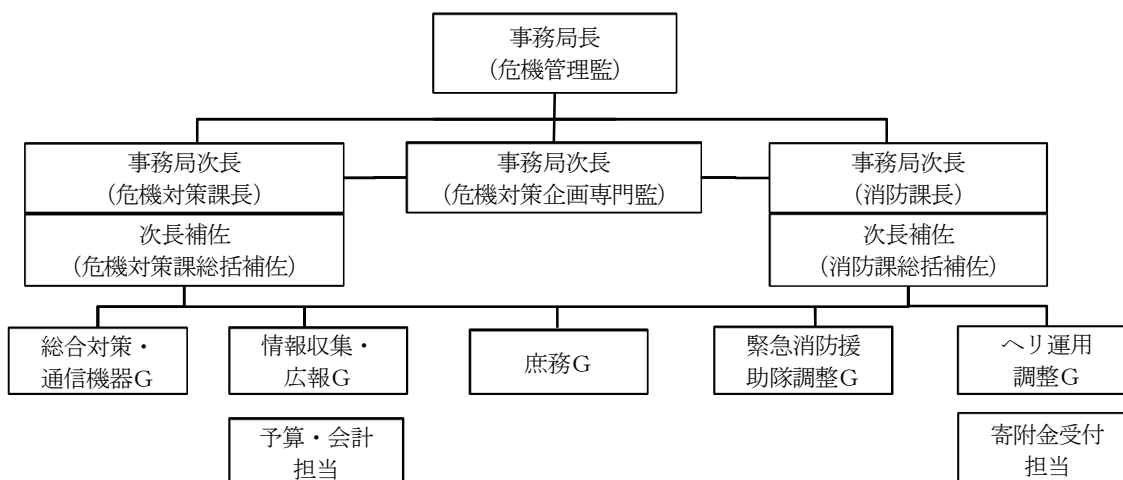
2 災害対策本部の組織

県は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、知事が必要と認めるときに宮城県災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。ただし、県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき又は県内に特別警報が発表されたときは自動的に設置する。また、災害対策本部内に事務局（以下「災害対策本部事務局」という。）を設置し、災害対策本部の運営に関すること等を所掌する。

災害対策本部及び災害対策本部事務局の組織図は次のとおり。



図：災害対策本部組織図



図：災害対策本部事務局組織図

3 災害対策本部事務局の受援体制

県は、災害対策本部を設置し、人的・物的支援の受入調整が必要な場合、災害対策本部事務局総合対策・通信機器グループ内の自治体応援職員等の受入調整業務及び物的支援受入業務をそれぞれ独立させ、「人員調整チーム」及び「物資チーム」を設置する^{※1}。また、各応援の受入れに必要な業務を災害対策本部事務局内で分担し、受援体制を構築する。

なお、受援に関する各組織の役割分担は下表のとおり^{※2}。

災害対策本部事務局における受援に関する役割分担等

名称	広域受援に関する主な業務
総合対策・通信機器 グループ	○ 自衛隊等関係機関との調整
人員調整チーム	○ 市町村及び各部局からの人的応援ニーズの取りまとめ ○ 災害時相互応援協定先等への人的応援要請 ○ 被災市町村への人的応援の実施 ○ 人的応援に関する受援・応援実施状況の把握
物資チーム	○ 被災市町村の必要物資の数量の把握及び推計 ○ 県及び市町村の物資拠点の調整 ○ 被災市町村以外からの物資要請対応及び物資提供の受付対応・調整 ○ 物資調達 ○ 物資の配送計画及び調整 ○ 在庫管理
緊急消防援助隊 調整グループ	○ 消防応援活動調整本部の設置・運営 ○ 指揮支援部隊長、代表消防機関（代行）及び県内消防本部（局）職員等の受入れ ○ 消防庁及び被災市町村との連絡調整 ○ ヘリコプター運用調整グループとの各種調整 ○ その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項
ヘリコプター運用 調整グループ	○ 被災地関係者からのヘリ運航要請の受付

※1 警戒本部及び特別警戒本部においては、必要に応じて本部事務局が関係部局等と調整する。

※2 上記のほか、各省庁等による定型化された支援については、各部局の担当課等において応援要請及び応援の受入れを実施する（第5章8受援対象業務 参照）。

4 情報連絡員（リエゾン）の受入れ

災害対策本部は、関係機関との連絡調整を迅速かつ円滑に実施するため、連絡調整の窓口となる情報連絡員（リエゾン）を受け入れる。

8道県協定ではカバー（支援）県を設置しており、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に情報連絡員（リエゾン）が派遣される。東日本大震災では、県において支援状況の把握が困難であった状況を受け、第1順位のカバー（支援）県だった山形県が、各県の情報連絡員（リエゾン）をメンバーとする連絡会議を開催した。今後の大災害発災時においても、必要に応じて情報連絡員（リエゾン）間の連絡調整をカバー県に依頼する。

5 市町村との連携

大規模災害発生時、県は、市町村との円滑な情報連絡や市町村の具体的業務の応援のため、被災市町村に対し、管轄する災害対策本部地方支部及び地域部より初動派遣職員を派遣する。また、市町村との情報共有を図るため、宮城県総合防災情報システム（MIDORI）を活用する。

6 広域・圏域・地域防災拠点

(1) 整備の背景・目的

東日本大震災時には、消防や警察、自衛隊などの部隊を受け入れる拠点が十分確保できなかったこと、また、県内に大規模な物資集積拠点がなかったことから、被災地への適時適切な支援に支障が生じた。これらの教訓を踏まえ、県では、支援部隊の集結や物資の集配等の活動拠点として、仙台市宮城野原地区に広域防災拠点^{*}を、さらに、県内7つの圏域に圏域防災拠点を整備することにした。

(2) 各防災拠点の役割等

イ 広域防災拠点

ヘリコプターの大型離着陸場や、大規模な支援部隊の活動・集結拠点、全国からの支援物資の集積・配送拠点となるほか、災害医療活動の拠点となるなど、全県をカバーする高次の防災拠点となる。

ロ 圏域防災拠点

市町村の防災拠点が被災等で利用できない場合等に、支援部隊の活動や物資の集積・配送拠点としての役割を担うもので、圏域防災拠点となる施設を県及び市町村が所有する施設の中から7圏域8か所選定した。

ハ 地域防災拠点

市町村が設置・運営し、広域防災拠点等が開設された場合は連携して対応にあたる。

圏域防災拠点

圏域	圏域防災拠点施設	所在地
仙南圏域	蔵王町総合運動公園 第1順位 (B & G海洋センターを除く。)	蔵王町大字曲竹
	白石高等技術専門校 第2順位 (蔵王山噴火時を想定)	白石市白川津田
仙台圏域	宮城県総合運動公園*	利府町菅谷
大崎圏域	大崎市古川総合体育館	大崎市古川旭
栗原圏域	栗原市築館総合運動公園 (B & G海洋センターを除く。)	栗原市築館
石巻圏域	石巻市総合運動公園	石巻市南境
登米圏域	長沼フートピア公園	登米市迫町北方
気仙沼・本吉圏域	旧気仙沼西高等学校	気仙沼市赤岩

※ 宮城野原地区の広域防災拠点は、令和5年度以降に運用開始予定であるため、それまでの間は宮城県総合運動公園を暫定の広域防災拠点と位置付け、仙台圏域防災拠点を兼ねる。

広域防災拠点及び圏域防災拠点の運営主体と機能

拠点	運営主体	機能
広域防災拠点	災害対策本部	支援部隊の一時集結及び宿営
		支援物資の集積及び配送
		ヘリコプターの臨時離着陸
		災害医療活動拠点（宮城野原地区）
圏域防災拠点	災害対策本部地方支部・地域部	支援部隊の一時集結及び宿営
		支援物資の集積及び配送
		ヘリコプターの臨時離着陸

(3) 防災拠点への職員派遣

県は、広域防災拠点又は圏域防災拠点の円滑な運営を図るため、各防災拠点に職員を派遣する。各防災拠点への派遣職員（以下「拠点派遣職員」という。）は、災害対策本部と調整し、自衛隊、警察、消防等の救出救助機関の部隊受入れや、物資の搬入・搬出業務等を行う。

第3章 救出救助機関からの応援の受入れ

1 基本方針

県は、自衛隊、警察、消防等（以下「各救出救助機関」という。）から提供される情報を集約・共有するとともに、各救出救助機関相互の連携及び活動等を支援することで円滑な災害対応を行う。

大規模災害発生時、災害対策本部は、自衛隊の災害派遣部隊及び緊急消防援助隊を、県警察本部は、警察災害派遣隊を速やかに要請し、各部隊が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、各部隊を迅速かつ的確に受け入れ、各救出救助機関と緊密に連携を図る。

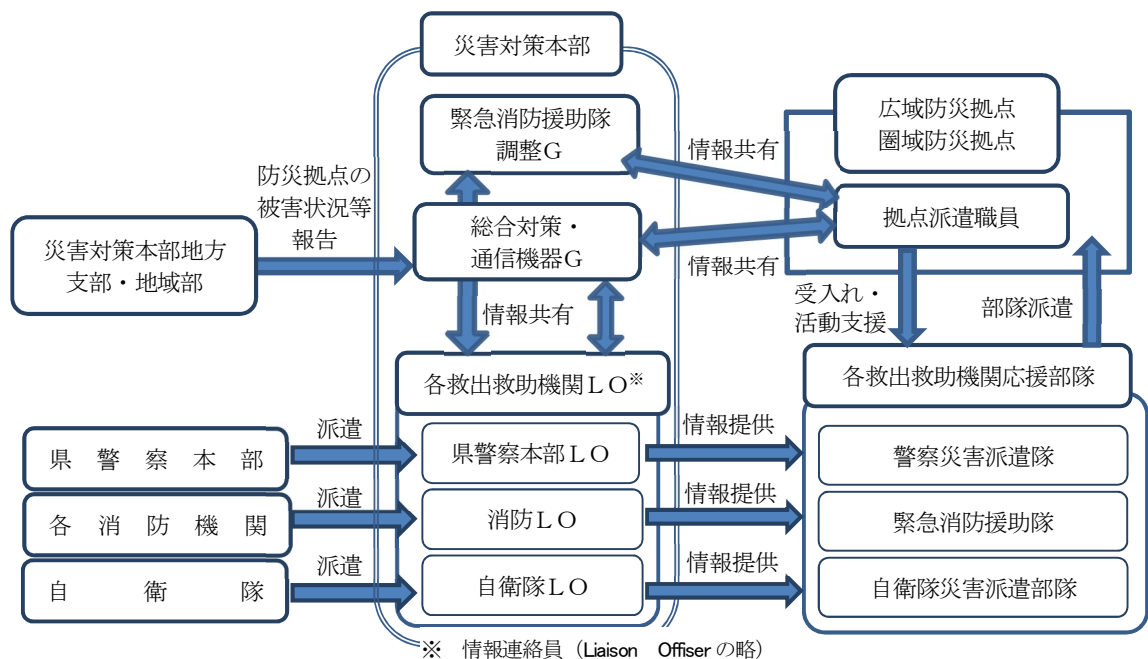
なお、本計画で定める内容及び各種手続は、各救出救助機関の計画や方針等と整合を図り、それらにのっとり行う。

2 救出救助活動に係る県の体制

発災後、数時間で自衛隊、県警察本部、消防等の関係機関から災害対策本部へ情報連絡員が派遣されるので、災害対策本部は、各情報連絡員と被害や災害の状況等について情報共有を図る。

災害対策本部は、大規模災害発生時、全国からの各救出救助機関応援部隊を円滑に受け入れるため、広域防災拠点・圏域防災拠点及び周辺の被害状況を把握するとともに、施設や設備等の使用可否や使用可能範囲等を確認し、使用可能な防災拠点を確定の上、各救出救助機関からの情報連絡員を通じて各救出救助機関へ速やかに情報提供する。

活動拠点として使用される各防災拠点では、拠点派遣職員が各応援部隊の受入準備を行うとともに、受入れに伴う各救出救助機関との連絡や各種調整、各救出救助機関の活動に必要な支援等を行う。



図：各救出救助機関との連携

3 自衛隊（災害派遣部隊）への要請

※ 参考：資料編「災害派遣に関する協定書」

- (1) 自衛隊の災害派遣部隊は、情報収集、捜索・救助、水防活動、医療、防疫、給水、人員の輸送、生活支援等を行う。
- (2) 震度6弱以上の地震を観測した場合、陸上自衛隊の情報連絡員が災害対策本部事務局に派遣されるため、連絡員室（県庁2階第2入札室）を設置し受け入れる。
- (3) 市町村からの自衛隊災害派遣要請を受けた場合に円滑に対応するため、陸上自衛隊の情報連絡員などを通じて陸上自衛隊の活動状況を把握する。
- (4) 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条の2の規定により、知事に対し、自衛隊法第83条第1項の規定による要請をするよう求めることができる。
- (5) 知事は、地震等により災害が発生し、人命又は財産の保護のために必要があると認めた場合、又は市町村から自衛隊の災害派遣要請があった場合は、自衛隊法第83条第1項の規定により、自衛隊に対して災害派遣を要請することができる。
- (6) 自衛隊法施行令第106条の規定により、知事は次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、発災当初は口頭での対応が可能であり、事後に書面で対応することも可能である。
 - イ 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - ロ 派遣を希望する期間
 - ハ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - ニ その他参考となるべき事項
- (7) 自衛隊が災害派遣活動を行う上で必要な情報や調整が必要な事項については、随時自衛隊との連絡調整を行う。
- (8) 特に緊急性が高い場合、知事の要請がなくとも自衛隊法第83条第2項ただし書きの規定により、自衛隊が自主的に活動を開始する場合がある。
- (9) 陸上自衛隊の派遣に係る連絡調整窓口及び派遣要請先等については次のとおり。

[連絡調整窓口]

地域	連絡調整窓口	連絡先
・宮城県全域に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合 ・仙台市、名取市及び岩沼市以北の地域（以下「宮城北隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合	第2 2 即応機動連隊 （第3科）	022-365-2121（内：237） 夜間：022-365-2121（内：259）
・川崎町、村田町及び柴田町以南の地域（以下「宮城南隊区」という。）に係る災害が発生した場合又は発生のおそれがある場合	第2 施設団 （第3科）	0224-55-2301（内：231, 236, 237） 夜間：0224-55-2301（内：302）

[要請先]

災害の種類	地域	要請先
一般災害	宮城北隊区	第2 2 即応機動連隊長
	宮城南隊区	第2 施設団長
	宮城北隊区及び宮城南隊区の 両地域にまたがる場合	第2 2 即応機動連隊長
震度6弱以上の地震災害	宮城県全域	第6 師団長
原子力災害	宮城県全域	東北方面総監

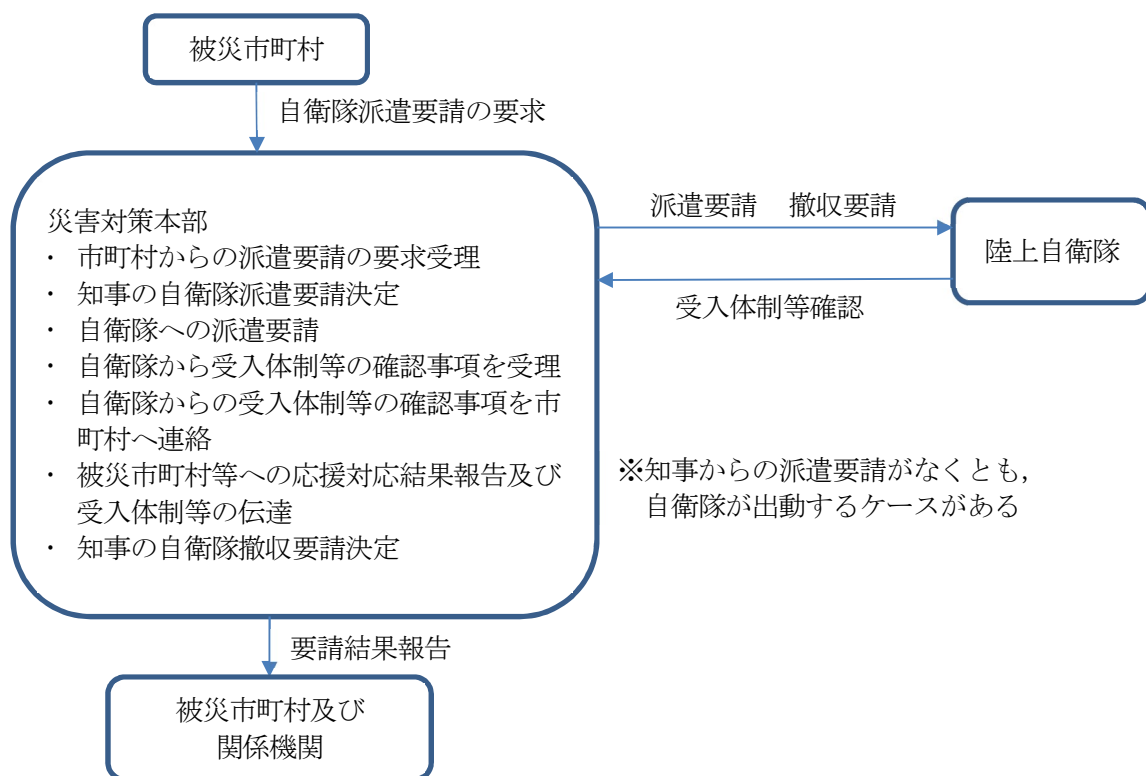


図: 自衛隊派遣要請の流れ

4 警察（警察災害派遣隊）への要請

(1) 警察本部の災害配備体制等

イ 警察本部は、地震等による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出救助活動等所要の災害警備活動を行う。

ロ 災害対策本部が設置された場合、警察本部は、災害対策本部事務局に情報連絡員を派遣し、災害対策本部事務局と連携しながら被害情報等について情報共有する。

(2) 警察災害派遣隊への要請

イ 警察災害派遣隊は、情報収集、避難誘導、救出救助、検視、遺体の調査及び身元確認の支援、緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導、行方不明者の搜索、治安維持、被災者への情報

伝達、被災地等における活動に必要な通信の確保等を行う。

- ロ 宮城県公安委員会は、警察災害派遣隊の派遣に関し、警察法（昭和29年法律第162号）第60条第1項の規定により、警察庁又は他の都道府県警察に対して、援助（警察災害派遣隊の派遣）の要求を行う。
- ハ 宮城県公安委員会が他の都道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合は事後に）必要な事項を警察庁に連絡する（警察法第60条第2項）。
- ニ 宮城県公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁又は都道府県警察の警察官は、援助の要求をした宮城県公安委員会の管理する宮城県警察の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に職権を行う（警察法第60条第3項）。
- ホ 警察災害派遣隊が被害状況等により派遣地域を決定するため、災害対策本部は、警察本部の情報連絡員と連携し、応援部隊へ被害情報等の各種情報を提供するとともに、広域・圏域防災拠点派遣職員とも連携し、広域・圏域防災拠点の受入体制を整えるなど、支援を行う。

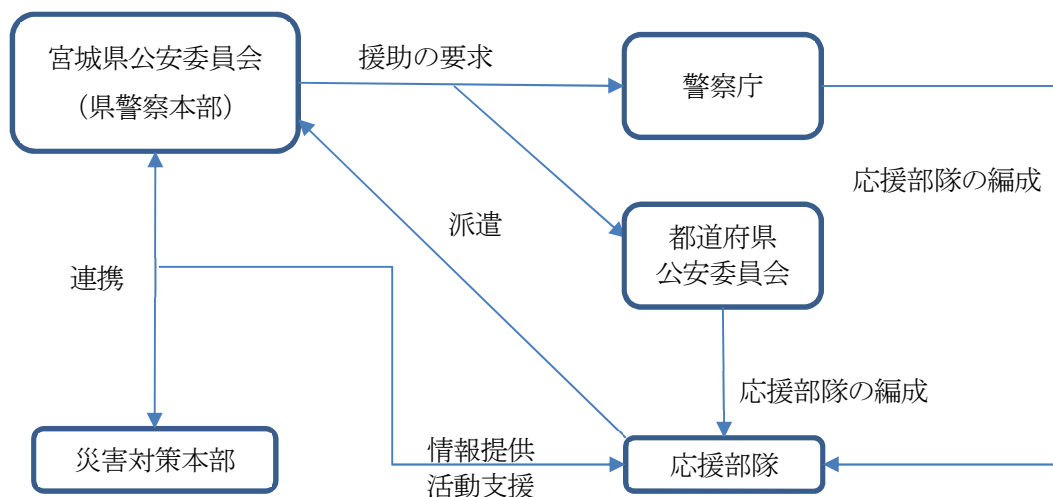


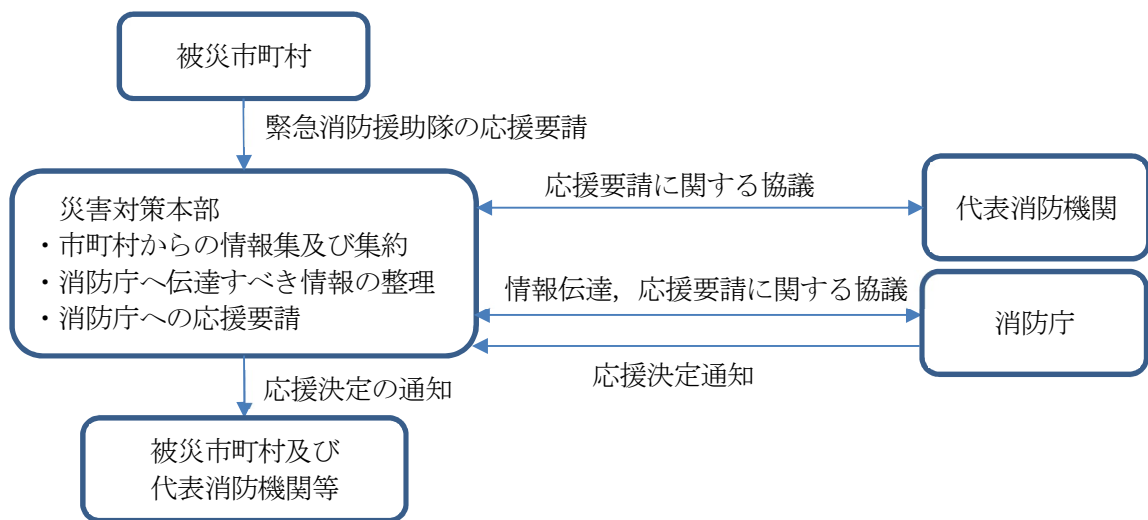
図: 警察災害派遣隊の応援要請の流れ

5 消防（緊急消防援助隊）への要請

(1) 応援要請手順等

- イ 緊急消防援助隊は、消火、人命救助、傷病者の応急処置・救急搬送、情報収集等を行う。
- ロ 知事は、被災地の市町村長から応援要請を受け、県内の被災状況や消防力を考慮して消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定による緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態と判断した場合は、消防庁長官に対して応援等要請を行う。
- ハ 上記要請は、電話にて直ちに行うものとし、また、下記事項が明らかになり次第電話により連絡する。
 - (イ) 災害の概況
 - (ロ) 出動が必要な区域や活動内容
 - (ハ) その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

- ニ 詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でファクシミリ等にて速やかに行う。
- ホ 知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、消防庁長官に対して応援等要請を行う。
- へ 知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合でも、代表消防機関（仙台市消防局）の長と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、消防庁長官に対して応援等要請を行う。
- なお、仙台市消防局が被災している場合の代行は、（第一順位）塩釜地区消防事務組合消防本部、（第二順位）大崎地域広域行政事務組合消防本部、（第三順位）仙南地域広域行政事務組合消防本部とする。
- ト 知事は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定による自衛隊の災害派遣要請を行った場合は、消防庁長官に対して被害状況や消防活動の状況等を連絡し、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、対応について協議する。
- チ 知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について適宜情報収集を行い、消防庁長官に対して報告する。
- リ 知事は、応援等要請を行った場合及び消防庁長官から応援決定通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長及び代表消防機関の長等に伝達する。



図：緊急消防援助隊派遣要請から応援決定までの流れ

(2) 緊急消防援助隊に係る受援体制

- イ 知事は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合、又は知事自らが必要と認めた場合は、消防組織法第44条の2の規定により、消防応援活動調整本部を設置する。消防応援活動調整本部は、災害対策本部又は災害警戒本部と同一の場所に設置する。
- ロ 知事は、消防応援活動調整本部を設置した場合は、被災地の市町村長、被災地消防本部の消防長、消防庁長官並びに代表消防機関の長等に連絡する。
- ハ 消防応援活動調整本部は、被災地の市町村、被災地消防本部、消防庁、災害対策本部及び緊急消防援助隊指揮支援本部と連携し、次の事務を行うものとする。
- (イ) 被災状況、県が行う災害対策の各種情報の集約及び整理に関すること。
 - (ロ) 被災地消防本部、消防団、宮城県広域消防応援基本計画に基づく宮城県内広域消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること。
 - (ハ) 緊急消防援助隊の部隊移動及び増隊に関すること。
 - (ニ) 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等の関係機関との連絡調整に関すること。
 - (ホ) 県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。
 - (ヘ) 災害対策本部に設置されたヘリコプター運用調整グループとの連絡調整に関すること。
 - (ト) 災害対策本部に設置された災害医療本部との連絡調整に関すること。
 - (チ) その他調整本部長が必要と認める事項に関すること。
- ニ 消防応援活動調整本部は、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図るため、応援部隊へ被害情報を提供するとともに、拠点派遣職員とも連携し、広域・圏域防災拠点の受入体制を整えるなど、支援を行う。

第4章 医療機関からの応援の受入れ

1 基本方針

医療救護活動に関する総合調整と市町村の医療救護活動の支援を行うため、県内でDMAT（災害派遣医療チーム）※¹又は医療救護班※²による医療救護活動が行われる間、災害対策本部内（保健福祉部）に災害医療本部を設置する。

災害医療本部内には、県災害医療コーディネーター※³を配置するとともに、DMATの受入れと配置調整を行うDMAT調整本部と、医療救護班の受入れと配置調整を行う医療救護班派遣調整本部を設置する。

※¹ 災害時に被災地に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チーム。

※² 医師・薬剤師・看護師・事務職員等により構成され、県内外の医療機関等から被災地に派遣される医療チーム。日本医師会が組織するもの、各都道府県が派遣するものなどがある。

※³ 全体の災害医療全般の調整のほか、人工透析患者、精神科入院患者、妊産婦及び新生児など特定専門分野の搬送先調整等を行う。

2 DMAT

(1) 想定される活動内容

- イ 本部（DMAT調整本部等）活動
- ロ 病院支援
- ハ 地域医療搬送
- ニ 現場活動
- ホ 広域医療搬送
- ヘ 情報収集

(2) 要請から派遣の手順

イ 待機要請

医療政策課は、災害が発生し、ロに示す派遣要請基準に該当することが想定された場合には、宮城DMAT指定病院に待機要請を行う。ただし、次の基準に該当する場合には、宮城DMATは、県からの待機要請を待たずに待機の態勢をとる。（県内に関するもののみを記載）

(イ) 宮城県内で震度5強以上の地震が発生した場合

(ロ) 東北地方に津波警報又は大津波警報が発令された場合

ロ 他都道府県又は厚生労働省に応援要請

医療政策課は、震度情報、死傷者数の見込み及び県災害医療コーディネーター並びに厚生労働省DMAT事務局等との調整及び次の基準に基づき、他都道府県又は厚生労働省に他都道府県DMATの応援を要請する。

県内大規模災害時における県外DMATの出勤・派遣要請基準

地震又は死傷者の規模	出勤・派遣要請する範囲 (日本DMAT活動要領)	
		具体的な要請先
① 震度6強の地震 又は 死者数が50人以上100人未満見込まれる災害の場合	管内のDMAT指定医療機関	宮城DMAT指定病院
	東北ブロック各県	青森県, 岩手県, 秋田県, 山形県, 福島県及び新潟県
② 震度7の地震 又は 死者数が100人以上見込まれる災害の場合	①の要請範囲に加え, 東北ブロックの隣接ブロックの各都県	北海道, 関東及び中部ブロックの都道県

(3) DMAT受入体制の整備

イ DMAT調整本部の設置

県は、DMAT調整本部を災害対策本部（保健福祉部）内に設置し、県内における災害医療救護活動に関する調整を行うとともに、県内で活動するDMATを統括する。

ロ DMAT活動拠点本部の設置

DMAT調整本部は、必要に応じてDMAT活動拠点本部を設置し、参集したDMATの指揮及び調整等を行う。DMAT活動拠点本部は、被災地の災害拠点病院等へ必要に応じて設置する。

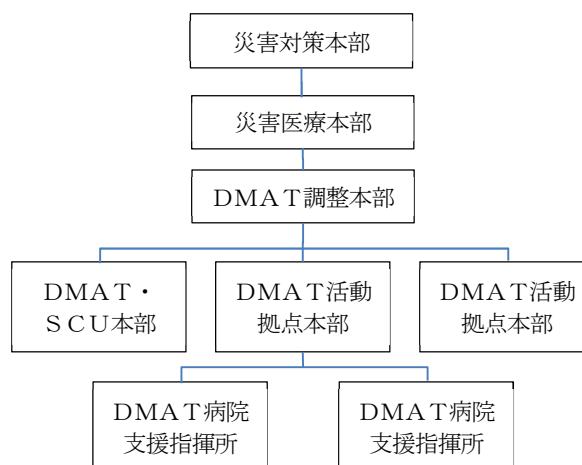


図 DMAT本部の指揮系統例

3 医療救護班

(1) 想定される活動内容

イ 初期救急段階（発災後おおむね2日間）

- (イ) トリアージ
- (ロ) 傷病者に対する応急処置
- (ハ) 医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- (ニ) その他必要なこと

ロ 初期救急段階以降（発災後おおむね3日目以降）

- (イ) 避難所・福祉避難所等の巡回診療
- (ロ) 心のケアチーム・歯科医療救護班との連携
- (ハ) 避難者の健康・保健衛生に関する情報の市町村・保健所との共有
- (ニ) 状況に応じ、遺体の検案への協力

(2) 要請から派遣の手順

イ 医療救護班の派遣要請

市町村は、地域災害医療支部（被災地の保健福祉事務所（保健所））に対し、できる限り次の事項を示した上で、派遣を要請する。

- (イ) 派遣先
- (ロ) 派遣期間
- (ハ) 派遣班数（班編制基準 班長：医師1人，班員：看護師2人・連絡員1人 計4人）
- (ニ) 集合場所及び日時
- (ホ) 管内での医療救護活動の実施状況

地域災害医療支部は、市町村からの派遣要請と地域内の医療救護活動の実施状況について、市町村からの報告や保健所の調査結果を踏まえて、医療救護班派遣調整本部に報告する。

医療救護班派遣調整本部は、市町村からの派遣要請を受け、ロに示す順位により各機関に医療救護班の派遣を要請する。

なお、発生した地震・津波等の規模から、長期間かつ大量の避難者等の発生や多数の医療機関の被災・機能停止が予想される場合は、まだ発災直後の市町村から要請がない段階であっても、ためらわずに派遣を要請することとする。

ロ 派遣要請の順位

被災地内の医療機関はできる限り自機関での診療を継続することとし、医療救護班の派遣要請は原則として、被災地外の医療機関等に対して行う。

医療救護班の派遣要請の順位については、被災地の場所、被災状況及び派遣医療機関の準備体制等により決定する。

特に大規模な災害で、県内の医療資源だけで不足することが明らかな場合は、第1から第3の順に、また、県内の医療資源で対応可能な局地的災害の場合は、第2及び第3に派遣を

要請する。

- 第1 各都道府県，日本医師会（JMAT），日本歯科医師会，日本薬剤師会，日本看護協会，日本赤十字社宮城県支部，陸上自衛隊東北方面総監部（医務官室），国立病院機構北海道東北ブロック事務所，国立大学等大学病院，全日本病院協会及び日本病院会
- 第2 県内災害拠点病院及び県立病院機構
- 第3 宮城県医師会，宮城県歯科医師会，宮城県薬剤師会及び宮城県看護協会

ハ 派遣先の決定

医療救護班派遣調整本部は，地域災害医療支部から派遣要請に係る情報を集約するとともに，下記の団体・機関の参画を受けて派遣申出の情報を集約し，支部単位で派遣先の割り振りを行う。

【参画を求める機関・団体】

県災害医療コーディネーター，宮城県医師会，宮城県歯科医師会，宮城県薬剤師会，宮城県看護協会，日本赤十字社宮城県支部，仙台医療センター（基幹災害拠点病院），東北大学病院，陸上自衛隊等

ニ 派遣の指示

派遣調整本部は，派遣元に対し，活動を行う地域を指定し，派遣される医療救護班が当該地域を所管する地域支部（保健所）が指定した場所に入るよう指示する。

派遣期間は，原則として被災直後は3日程度，その後は一週間を想定した派遣体制とする。

避難生活の長期化により，長期間の活動が必要な場合には，複数チームの引継ぎにより途切れなく医療が提供できる体制を作るよう努める。

第5章 自治体等による人的支援の受入れ

1 基本方針

自治体等による人的支援の受入調整等については、災害対策本部事務局内に設置する人員調整チームが事務を担当し、主な業務と構成は次のとおりである。

(1) 人員調整チームの主な業務

- イ 県庁業務及び被災市町村業務に係る人的応援ニーズの取りまとめ
- ロ 災害時相互応援協定先等からの人的応援申出状況の集約
- ハ 県庁各部局及び被災市町村への人的応援の実施
- ニ 自治体等による人的支援の受入状況の把握
- ホ その他、自治体等による人的応援の受入れに関すること

(2) 人員調整チームの構成

人事課、市町村課、危機対策課及び各部局主管課等で構成する。

2 県内応援体制

(1) 県庁内応援体制

- イ 大規模災害発生時、各部局は、県BCPにより非常時優先業務を実施する。
- ロ 各部局は、人員の不足が見込まれる課室及び地方機関がある場合、県BCPに基づいて見積もりした非常時優先業務に係る必要人数を参考に、部局内の人員の再配置の実施を検討する。
- ハ 部局内での再配置を検討しても不足人員への対応が困難な場合、各部局は人員調整チームに人的支援を要請する。ただし、業務の専門性が高い場合や協定等において応援要請等の手続があらかじめ定めてある場合はこの限りではない。
- ニ 人員調整チームは、各部局から人的支援の要請を受けた場合、県BCPに基づいて見積もりした必要人数・参集可能人数等を参考に、各部局に応援を要請する。
- ホ 要請を受けた部局は、参集状況・所管業務の災害対応状況から、応援の可否を人員調整チームに回答する。

(2) 県内市町村相互の応援要請

※ 参考：資料編「災害時における宮城県市町村相互応援協定書」

- イ 県は、災害時における宮城県市町村相互応援協定に基づき、市町村が行う応援を支援する。
- ロ 市町村は、上記協定に基づいて人的支援の要請を行う場合、管轄する災害対策本部地方支部・地域部（連絡途絶等で地方支部に要請ができないときは人員調整チーム）に要請する。
- ハ 要請を受けた災害対策本部地方支部・地域部及び人員調整チームは、県内市町村に応援意向調査を行う。
- ニ 災害対策本部地方支部・地域部は、応援を要請した市町村と応援可能な意向を示した市町村と調整し、応援元と応援先のマッチングを行うなど、応援を要請した市町村の支援を行う。
- ホ 応援を要請した市町村は、県と調整の下、応援を受ける市町村を決定する。

(3) 県内市町村から県への応援要請

- イ 市町村は、災害対策基本法第68条の規定により、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県（窓口：人員調整チーム）に応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。
- ロ 人員調整チームは、市町村から要請を受けた場合は、各部局に応援又は応急措置を実施するための人員調整を依頼する。
- ハ 各部局での人員調整が困難な場合又は困難であることが想定される場合は、本章4被災市区町村応援職員確保システムにより、県外自治体からの応援職員の受入れを調整する。

3 広域応援協定団体への応援要請等

人員調整チームは、県の業務について各部局から応援要請を受けた場合で、災害規模等により庁内では人員調整が困難な場合、広域応援協定先に応援を要請する。要請先等は次のとおり。

(1) 北海道・東北8道県への応援要請

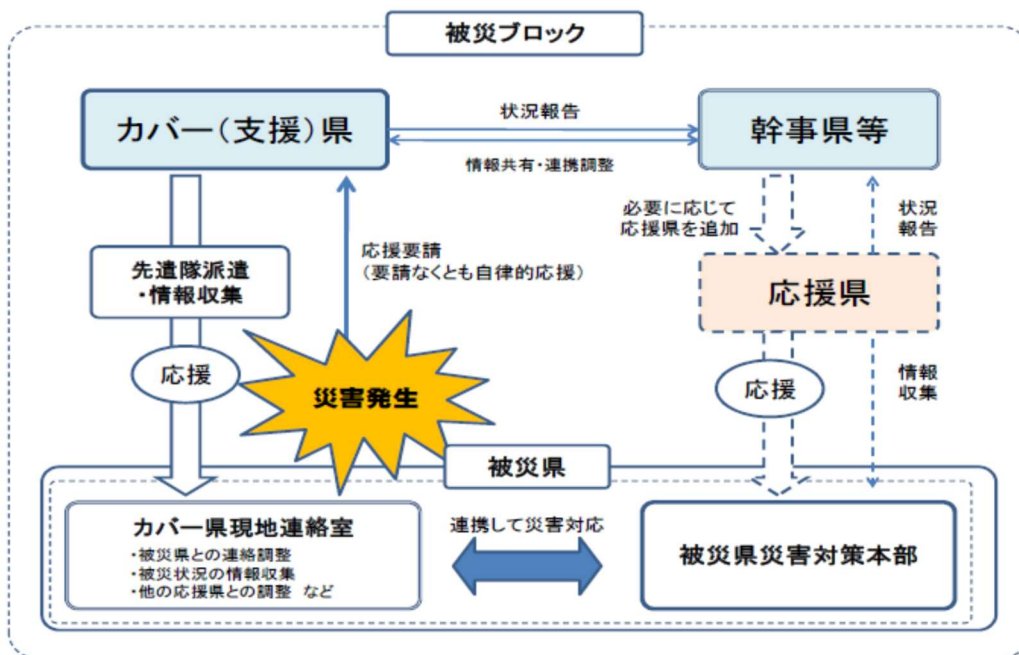
※ 参考：資料編「大規模災害時等の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」

- イ 地震等による大規模災害であって、県単独では対応ができず、他の都道府県による応援を必要とする場合は、8道県協定に基づき、次のカバー（支援）県又は幹事道県へ応援の要請を行う。

順位	カバー県	部局名	課名	NTT電話	FAX
1	山形県	防災くらし安全部	防災危機管理課	023-630-2654	023-633-4711
2	福島県	危機管理部	災害対策課	024-521-7641	024-521-7920
3	北海道	総務部危機対策局	危機対策課	011-204-5014	011-231-4314

- ロ 応援要請は、被害状況等を連絡するとともに、必要とする応援内容に関する次に掲げる事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまのない場合は電子メール等により応援要請と連絡を行い、後日、文書を速やかに提出するものとする。

- (イ) 職種及び人数
- (ロ) 応援区域又は場所及びそれに至る経路
- (ハ) 応援期間（見込みを含む。）
- (ニ) その他特に必要と認める事項



出典：都道府県相互の広域応援体制におけるカバー(支援)県の主な役割・活動モデル
(全国知事会東日本大震災復興協力本部)

(2) 全国知事会への応援要請

※ 参考：資料編「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書」

イ 地震等による大規模災害が発生した場合において、北海道・東北知事会ブロック（以下「ブロック」という。）で締結する災害時の相互応援協定等では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合は、全国知事会協定に基づき、全国知事会調整の下で全国的な広域応援が実施される。

ロ ブロック幹事道県は、ブロック内での総合調整を行い、ブロック内の支援では被災者の救援等の対策が十分に実施できない場合には全国知事会に対し、広域応援の要請を行うこととされている。

各知事会ブロックと構成都道府県

知事会ブロック	構成都道府県
北海道東北	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 鳥取県 徳島県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

4 被災市区町村応援職員確保システム

※ 参考：資料編「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」

被災市区町村応援職員確保システム（以下「システム」という。）は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みである。

(1) システムに係る対応等

イ 人員調整チームは、被災市町村における次に掲げる応援ニーズ等を速やかに把握する。

(イ) 災害対応業務を支援するための応援職員の派遣の必要性

(ロ) 応援職員の派遣が必要なときはその派遣要請人数（業種又は職種，期間等を含む。）

(ハ) 災害マネジメント総括支援員※等からなる総括支援チームの派遣の必要性

(ニ) その他，応援職員の派遣に関して必要な情報

※ 被災市区町村の長への助言，被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて，被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援する。災害対応に関する知見及び管理職の経験を要件としており，都道府県・指定都市等の推薦を受け，あらかじめ総務省の名簿に登録されている。

ロ 人員調整チームは，総務省及びブロック幹事道県に対して上記の情報を提供するとともに，把握したニーズ等に対し県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは，被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であることが見込まれる場合には，その旨を併せて連絡する。

ハ 上記ロの情報を基に，総務省が関係団体（全国知事会，全国市長会，全国町村会及び指定都府市長会）と協議の上必要と判断した場合には，総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）が設置される。

ニ 確保調整本部が県及びブロック幹事道県と協議の上で必要と判断した場合には，被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下「現地調整会議」という。）が設置される。

ホ 人員調整チームは，県庁内に現地調整会議の設置場所を確保するとともに，確保調整本部の求めに応じて現地調整会議に参加する要員を派遣する。

(2) ブロック内を中心とした応援職員の派遣（第1段階）

イ 人員調整チームは，県内の地方公共団体の応援職員の派遣だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には，ブロック幹事道県を通じてブロック内の地方公共団体に対し，被災市町村への応援職員の派遣について協力を依頼する。

ロ 上記イの協力依頼に際しては，現地調整会議にて，ブロックによる対口支援（被災市町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てる）の案が作成され，確保調整本部に報告される。

ハ ブロック内の都道府県及び指定都市では対口支援の案を作成することが困難な場合は，現地

調整会議から確保調整本部に対し報告がなされる。報告を受けた確保調整本部では、応援優先順位（①関東ブロック ②中部ブロック ③関西ブロック ④中国・四国ブロック ⑤九州ブロック）等を考慮することを基本として、対口支援の調整が行われる。

ニ 確保調整本部では、現地調整会議の報告及び確保調整本部での調整結果を踏まえ最終的に対口支援団体が決定し、現地調整会議に対し決定事項が連絡される。

ホ 人員調整チームは、被災市町村に対し確保調整会議で決定した事項を速やかに連絡する。

ヘ 被災市町村には、ブロック幹事道県から連絡を受けた対口支援団体より、連絡要員の派遣等による応援職員のニーズ把握及び把握したニーズ等を踏まえた応援職員の派遣等の支援が継続的に行われる。

(3) 全国の地方公共団体による応援職員の派遣（第2段階）

イ 対口支援団体による応援職員の派遣だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれる場合には、当該対口支援団体より、県（窓口：人員調整チーム）に対し第2段階支援の必要性について連絡がなされる。

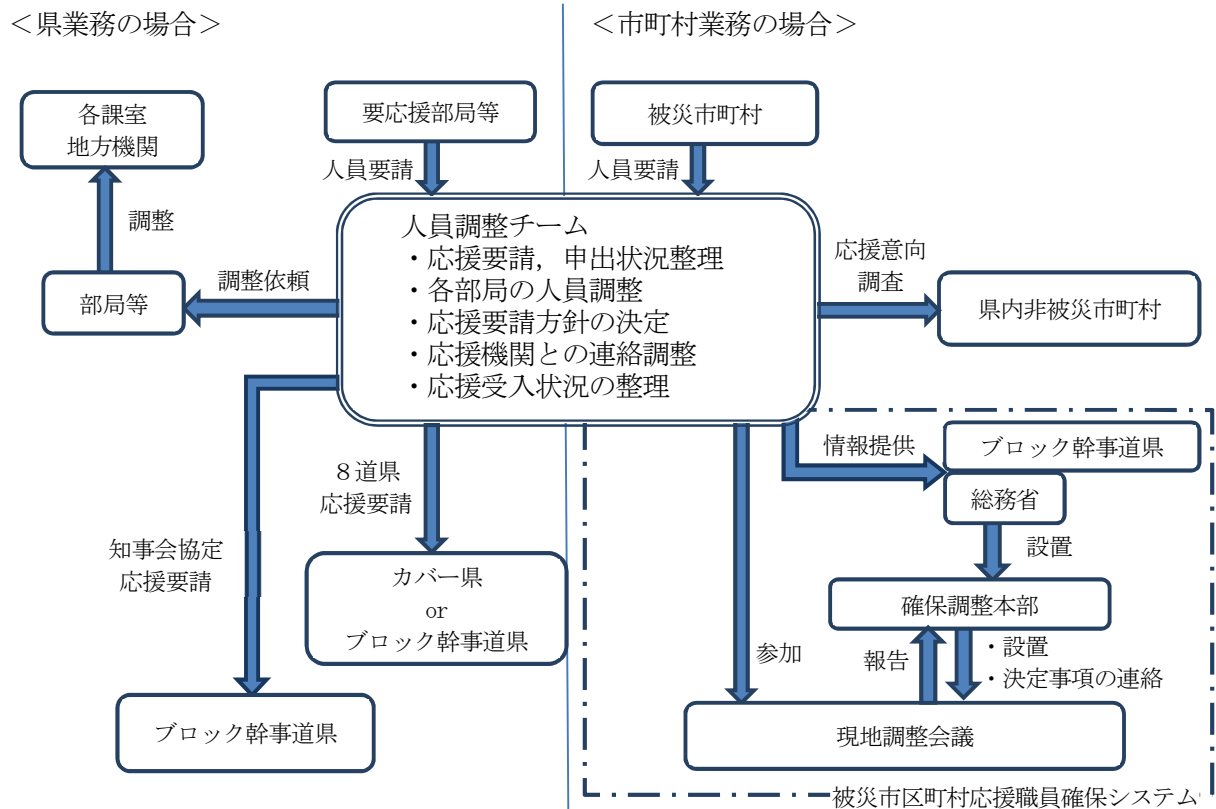
ロ 人員調整チームは、対口支援団体による上記イの連絡に対し、第1段階支援だけでは被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難である場合又は困難であると見込まれると判断した場合、確保調整本部に対し第2段階支援の必要性について連絡する。

ハ 上記ロの連絡を受けた確保調整本部により、応援優先順位等を考慮することを基本として、応援職員の派遣の調整の上、対口支援団体が決定される。

ニ 上記ハの決定がなされた場合、確保調整本部から人員調整チームに決定事項が連絡されるため、人員調整チームは対口支援団体に対して決定事項を速やかに連絡する。

5 応援要請の流れ

本章2から4に定めた自治体等による人的支援について、応援要請の流れを次に示す。



6 都道府県等による自主的応援の受入れ

- (1) 都道府県等による自主的応援の申出は、人員調整チームが対応する。
- (2) 人員調整チームは、都道府県等による自主的応援の受入れについて全国知事会に連絡し、全国知事会との情報共有を図る。
- (3) 人員調整チームは、把握した支援申出に関する情報をもとに受入先等の調整を行う。

7 各応援団体の活動場所の確保

- (1) 人員調整チームは、応援団体から派遣された情報連絡員について、県庁内の会議室等に活動場所を確保する。
- (2) 応援職員の受入先となった課室及び地方機関は、応援職員の活動場所を確保する。

8 受援対象業務等

(1) 受援対象業務

- イ 大規模災害発生時に、自治体等による応援職員の受入れが想定される受援対象業務について、主なものを一覧に整理する。
- ロ 受援対象業務は、平成28年9月に策定した「宮城県災害時広域応援計画」に掲げる対象業務を基本とし、東日本大震災における本県の検証において受援体制の必要性が記載されているものを選定した。
- ハ 各業務について、業務の概要・応援要請の手順等を「受援対象業務個別シート」にまとめ、資料編に掲載する。

自治体等による応援が想定される受援対象業務の一覧

着手時期	No	受援対象業務	関係部局	主な関係課
初動期 ・発災から三日間 ・いのちの危険性が高い時期	1	○ 被災者の健康対策、生活衛生・感染症対策業務	保健福祉部	保健福祉総務課
	2	○ 被災者のこころのケア	保健福祉部	精神保健推進室
			教育庁	関係各課
	3	○ 要配慮者対策業務	保健福祉部	関係各課
	4	○ 被災建築物応急危険度判定業務 ※全国被災建築物応急危険度判定協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	5	○ 被災宅地危険度判定業務 ※被災宅地危険度判定連絡協議会への要請を優先	土木部	建築宅地課
	6	○ 土砂災害危険箇所緊急点検業務	土木部	防災砂防課
	7	○ 原子力災害応急対策業務 ※原子力災害時の相互応援に関する協定との連携を図る	総務部	危機対策課
環境生活部			原子力安全対策課	
8	○ 災害対策本部の支援業務	本部事務局	各グループ	
応急期 から 復旧期（初期） ・避難生活から仮設住宅への移行期 ・二次災害防止対応のための時期	9	○ 物資集積拠点等の運営支援	本部事務局	総合対策・通信機器グループ
	10	○ 応急仮設住宅の整備等に係る業務	土木部	住宅課
			保健福祉部	震災援護室
	11	○ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅借上げ等）に係る業務	保健福祉部	震災援護室
	12	○ 水道の応急復旧業務	企業局	水道経営課
13	○ 下水道の応急復旧業務 ※「下水道事業における災害時支援に関するルール」及び「北海道・東北ブロック下水道災害時支援に関するルール」への要請を優先	土木部	都市計画課	
		企業局	水道経営課	

14	○ 災害廃棄物の処理に係る業務	環境生活部	循環型社会推進課
15	○ 学校教育の支援業務	教育庁	関係各課
16	○ 災害救助法に係る業務	保健福祉部	震災援護室
17	○ 広域火葬に係る業務	環境生活部	食と暮らしの安全推進課
18	○ 農地・農業用施設の応急対策業務	農政部	農村振興課 農村整備課
19	○ 水産業施設の応急対策業務	水産林政部	水産業振興課 水産業基盤整備課 漁港復興推進室
20	○ 社会基盤施設の被災状況調査に係る業務	土木部	関係各課
21	○ 社会基盤施設の応急対策業務	土木部	関係各課
22	○ その他市町村事務全般の人的支援調整 ※被災市区町村応援職員確保システムとの連携 例：避難所の運営要員の人的支援、家屋被害調査の人的支援、窓口業務の人的支援等	本部事務局	人員調整チーム 〔・人事課 ・市町村課 ・危機対策課 ・各部局主管課等〕

(2) 各省庁等による定型化された支援

各省庁等による定型化された支援については、調整主体となる受入側（県組織）に掲げる担当各課において、応援要請及び応援の受入れを実施し、応援受入状況については人員調整チームで共有する。主な業務は次の表のとおり。

各省庁等による定型化された支援

省庁名	派遣職員	調整主体	
		派遣側（国等）	受入側（県組織）
防衛省	自衛隊職員	防衛省	災害対策本部事務局
警察庁	警察災害派遣隊	警察庁・都道府県警察	宮城県警察本部
消防庁	緊急消防援助隊	消防庁	災害対策本部事務局
文部科学省	被災文教施設応急危険度判定士	文部科学省 国立学校	教育庁施設整備課
厚生労働省	災害派遣医療チーム (DMAT)	DMAT本部	保健福祉部医療政策課
厚生労働省	災害派遣精神医療チーム (DPAT)	DPAT活動拠点 本部	保健福祉部精神保健推 進室
厚生労働省	災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)	都道府県・保健所 設置市・特別区	保健福祉部保健福祉総 務課
厚生労働省	保健師，管理栄養士等	都道府県・保健所 設置市・特別区	保健福祉部公衆衛生ス タッフ派遣調整チーム (保健福祉総務課等)
厚生労働省	水道事業者及び工事事業者	日本水道協会	企業局水道経営課
国土交通省	緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE)	国土交通省	土木部防災砂防課
国土交通省	被災建築物応急危険度判定士	被災建築物応急危 険度判定協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	被災宅地危険度判定士	被災宅地危険度判 定連絡協議会	土木部建築宅地課
国土交通省	下水道事業者，施工業者等	下水道災害時支援 連絡会議	土木部都市計画課
環境省	市町村職員，専門家，技術者及 び関係団体	災害廃棄物処理支 援ネットワーク (D. Waste-Net)	環境生活部循環型社会 推進課

第6章 物的支援の受入れ

1 基本方針

災害対策本部は、災害が広域的で大規模である場合、物資チームを災害対策本部事務局に設置する。

物資チームは、被災者及び被災地に必要な物資を必要な時に届けるため、被災市町村における必要物資の把握と調達、各市町村への配送調整等を担当する。

2 物資拠点の検討及び調整

(1) 県の物資拠点の検討

- イ 物資の受入れ、配送拠点としての物資集積所を設置するか検討する。検討に当たっては、被災状況等を考慮し、民間倉庫等及び広域防災拠点・圏域防災拠点を候補に検討する。
- ロ 民間倉庫を物資集積所とする場合、防災協定先（宮城県倉庫協会）と調整する。
- ハ 県内の施設で不足する場合には、県外の民間倉庫の調整を東北運輸局に要請する。
- ニ 物資拠点を開設した場合、物資支援を行う国、都道府県等に対し、施設名称、施設の所在等を明らかにし、経路情報等を連絡する。

(2) 被災市町村の物資拠点の把握・調整

- イ 被災市町村の物資集積所（地域物資拠点）の設置状況及び受入体制（搬入可能時間帯、大型トラックの搬入可否、フォークリフトの有無等）を確認する。
- ロ 必要に応じて、内閣府プッシュ型支援の直接受入れについて調整する。

3 必要物資の把握及び調達

- (1) 物資チームは、市町村等からの要請及び需要調査を実施し、調達必要物資の種類及び数量を把握・確認する。
- (2) 情報網の途絶等により、情報収集が困難である場合は、被災地の人口や過去のデータ等を参考に、必要物資・数量を把握する。
- (3) 物資の調達は、下記イからホまでのいずれか、又は複数の方法で行う。
 - イ 政府要望による調達
政府現地災害対策本部職員等の担当職員を窓口として調整する。
 - ロ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定による調達
 - (イ) 物資優先調達の防災協定等に基づき、関係機関等から物資の調達を行う。
 - (ロ) 物資の種類に応じて担当課室及び協定締結先に物資調達を依頼する。
 - ハ 広域応援協定団体への応援要請
 - (イ) 8道県協定及び全国知事会協定に基づき必要物資の要請を行う。
 - (ロ) 具体の要請先については、第5章3広域応援協定団体への応援要請等による。

ニ 県備蓄防災資機材

各備蓄資機材を所管している課，地方機関の了承を得た上で配送調整を行う。

ホ 義援物資の受入れ

- (イ) 発災直後は，当面は義援物資の受入れを行わない。
- (ロ) 受入体制が整った後も，企業等からの大口の物資を優先的に受け入れた上で，各市町村等の要望に応じ配分する。
- (ハ) 複数の物資が混在されているもの，提供数が少ないもの，個人からのもの及び海外からのものについては，物資配分等に支障を来すため，受入れしない。
- (ニ) 上記について，ホームページ等を通じて随時広報し，義援物資の受入れに関する混乱が生じないようにする。

4 輸送手段の確保

- (1) 輸送手段の確保が必要な場合，緊急物資の輸送に関する協定に基づき，民間業者（宮城県トラック協会及び赤帽宮城県軽自動車運送協同組合）に協力を依頼する。
- (2) 発災初動期においては，道路状況不明地帯や，孤立地域への配送が必要になる場合がある。その場合，自衛隊（自衛隊車輛やヘリコプターの調整）や災害対策本部事務局ヘリコプター運用調整グループによる物資配送が必要になるため調整を行う。
- (3) 必要に応じて，交通輸送関係機関（宮城県トラック協会，道路課，自衛隊，東北地方整備局等）を招集し，情報共有と輸送ルートの検討を行う。

5 内閣府プッシュ型支援・プル型支援への対応

- (1) 大規模災害発災当初は，被災自治体の正確な情報把握に時間を要すること，民間供給能力が低下することから，被災自治体のみでは必要な物資の迅速な調達が困難になることが想定されるため，国は，都道府県からの要請を待たないで，避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資を調達し，発災4日目には被災地に届くよう物資の緊急輸送を行うこととしている。
- (2) 物資チームは，国からプッシュ型支援の実施が伝達された場合は，速やかに必要物資の数量の推計及び受入場所の選定を行うとともに，被災市町村への配送計画を策定する。
- (3) 物資チームは，物資の滞留等を引き起こす懸念があることから，できる限り早期にニーズに応じて物資を供給する支援形態（プル型支援）に切り替える。

6 物資の配送計画及び調整

- (1) 要請に基づいて調達した物資については，原則として物資集積所を通さず，直接要請場所へ配送する。
- (2) 義援物資は，物資要請情報に合う物について配送調整を行う。配送は，物資提供者へ配送先等を伝達する。

- (3) 義援物資のうち、ボランティア団体が配送を希望する物資については、ボランティア団体と連携し配送調整する。

7 物資の在庫管理

- (1) 物資提供の申出を基に、在庫予定物資の保管倉庫を決定する。
- (2) 物資拠点から在庫状況を確認し、市町村からの要望を基に、物資の配送計画を作成する。
- (3) 配送計画を物資拠点に連絡し、配送手続を依頼する。
- (4) 配送決定後、要望のあった市町村へ、配送内容（物資・配送時間）を連絡する。
- (5) 物資の在庫状況は、入出庫があった際に更新を随時行う。

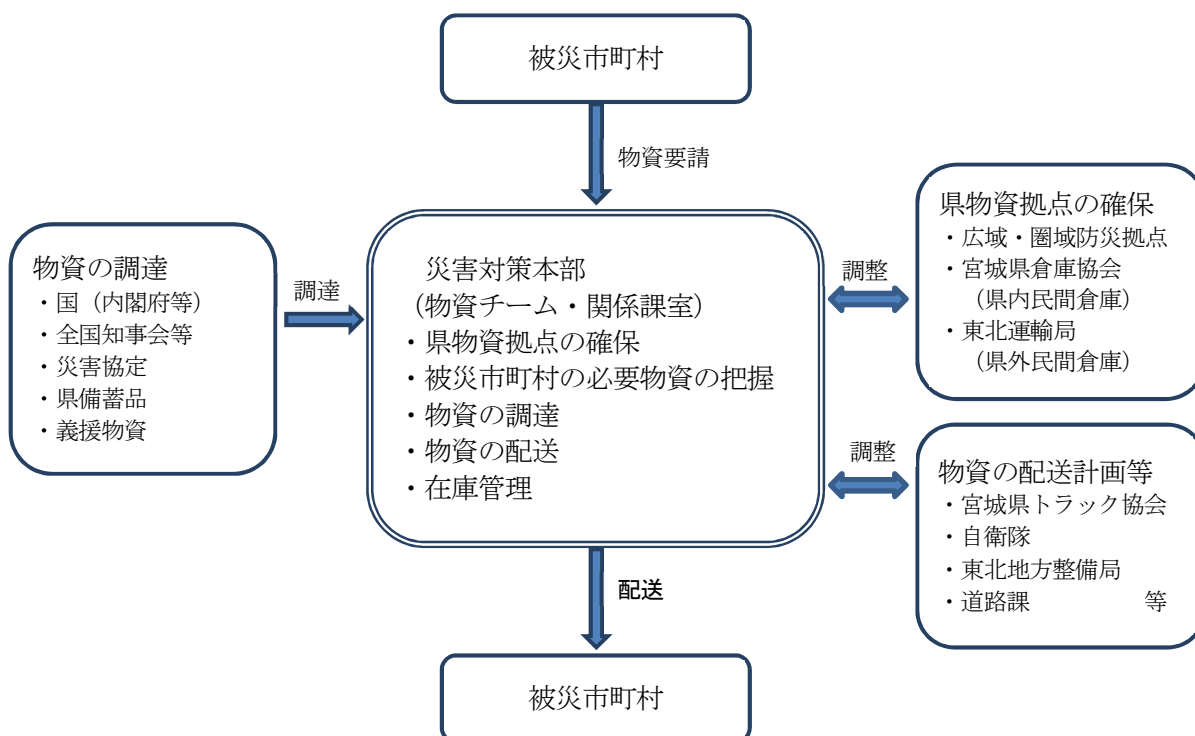


図:物的支援の受入調整の流れ

第7章 その他

1 ボランティアとの連携

(1) 一般ボランティア

- イ 社会福祉協議会及びNPO等連携組織が中心となって、県レベル・市町村レベルの2段階で災害ボランティアセンターを設置し、相互に連携の上、日本赤十字社宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図る。
- ロ 市町村災害ボランティアセンターは、市町村社会福祉協議会が中心となって設置する。基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズ把握、ボランティアの募集・受付及び現場へのボランティア派遣を行う。
- ハ 県災害ボランティアセンターは、宮城県社会福祉協議会とNPO等連携組織が中心となって設置する。全国社会福祉協議会などの応援を得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営支援及び市町村間のボランティア調整を行う。
- ニ 県と市町村は、社会福祉協議会、NPO及びNGOと連携のとれた支援活動を展開する。
- ホ 県と市町村は、災害ボランティアセンターの設置及び運営支援を担い、ボランティアセンター一場所や資機材の提供、経費の助成、職員の派遣、被災状況についての情報提供等を行う。

(2) 専門ボランティア

関係する組織からの申込みについては各部局で対応する。主な種類は次のとおり。

受入項目	担当部局
救護所等での医療、看護及び保健予防	保健福祉部
被災建築物応急危険度判定	土木部
被災宅地危険度判定	土木部
防災関係施設診断	土木部
外国人のための通訳	経済商工観光部
被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
高齢者、障害者等への介護	保健福祉部

2 海外からの支援の受入れ

海外からの人的・物的支援の受入れは、外務省を通じて政府の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となって行うこととされており、海外から支援の申出があったときには、緊急災害対策本部から被災都道府県に対して支援ニーズの有無が確認される。

災害対策本部における緊急災害対策本部との連絡窓口は、人的支援は人員調整チーム、物的支援は物資チームとする。

(1) 人的支援

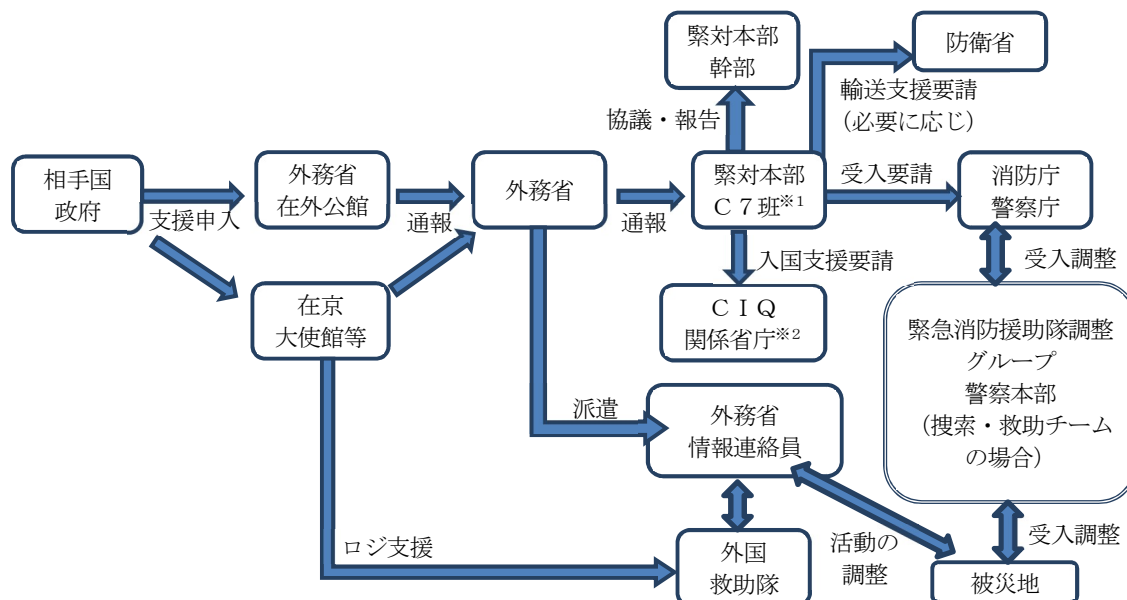
イ 海外からの人的支援として、捜索・救助などの救助隊や医療スタッフの受入れ等が想定される。

ロ 海外からの捜索・救助チームや、医療チームの活動場所は各部局等が調整する。

ハ 支援の受入れに当たっては、外務省から水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国に駐日大使館において確保するよう要請し、その旨を確認することとされている。

ニ 海外からの捜索・救助チームや医療チームには、外務省の職員（情報連絡員）が帯同することとされている。

ホ 東日本大震災の実績から想定される海外からの人的支援受入れの流れは、次のとおり。



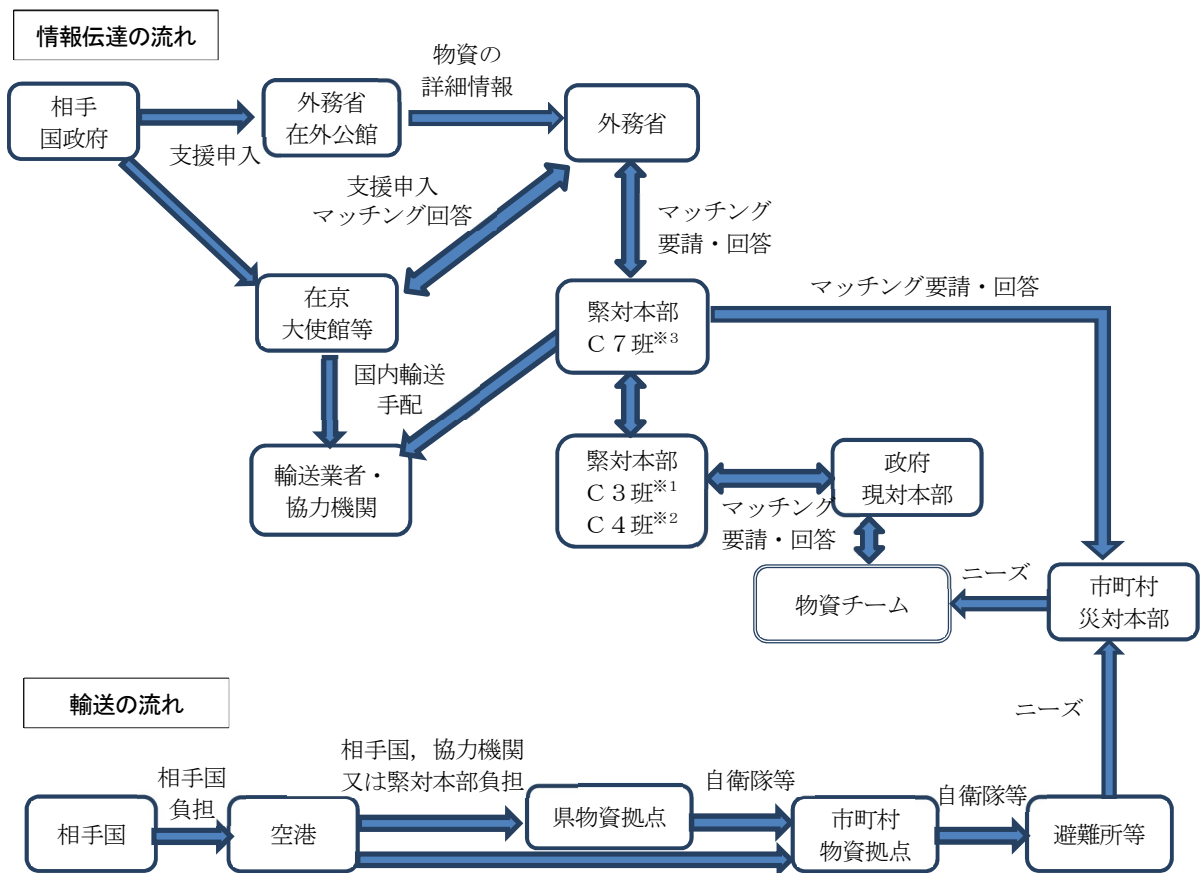
※1 緊対本部C7班：緊急災害対策本部事態処理班海外支援受入調整担当

※2 C I Q関係省庁：税関，入国審査，検疫関係省庁（財務，法務，厚労及び農水）

出典：緊急災害対策本部（被災者生活支援特別対策本部）におけるC7班（海外支援受け入れ調整班）の活動（内閣府（防災担当））を基に作成

(2) 物的支援

- イ 海外からの物的支援として、食料、飲料水、生活必需品及び義援金などが想定される。
- ロ 日本国内に物資が到着し県物資拠点に輸送するまでの調整は、国が行うこととされている。
- ハ 県物資拠点から被災市町村までの輸送調整などは、災害対策本部（物資チーム）が被災市町村と調整しながら行う。
- ニ 東日本大震災の実績から想定される海外からの物的支援受入れの流れは、次のとおり。



※1 緊急対策本部C3班：緊急災害対策本部事態処理班輸送活動調整担当
 ※2 緊急対策本部C4班：緊急災害対策本部事態処理班物資調整担当
 ※3 緊急対策本部C7班：緊急災害対策本部事態処理班海外支援受入調整担当

出典：緊急災害対策本部(被災者生活支援特別対策本部)におけるC7班(海外支援受け入れ調整班)の活動(内閣府(防災担当))を基に作成

3 費用負担

(1) 県が締結する相互応援協定等に基づき、県又は県内市町村が全国の自治体から応援を受け入れる際の費用負担については、次のことを踏まえて対応する。ただし、法令に別の定めがある場合、又は県内市町村が個別に締結する相互応援協定に基づき当該市町村が応援を受け入れる場合は、当該法令又は協定の規定に従う。

イ 応援に要する費用は、原則として応援を受けた自治体が負担する（災害対策基本法第92条）。

ロ 応援職員が応援業務により負傷、疾病、又は死亡した場合における公務災害補償に要する費用は、応援をする自治体の負担とする（地方公務員災害補償法）。

ハ 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災自治体が、被災自治体への往復の途中において生じたものについては、応援をする自治体が賠償責任を負う（国家賠償法第1条等）。

ニ 災害救助法の対象経費については次のとおりであり、対象分を県が支弁する。詳細は災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）による。

ホ システムに基づく応援職員の派遣に要した費用の負担については、法令又は災害時相互応援協定の定めによるほか、応援職員を派遣した地方公共団体と被災市町村又は県が協議して定める（被災市町村応援職員確保システムに関する要綱）。

応援・受援業務	要員	救助法対象経費
災害対策本部支援	災害対策本部支援要員	※対象外 対象経費は、原則として被災者の応急救助に直接対応した職員のみが対象
避難所運営	避難所運営運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○仮設トイレの汲み取りや警備等の臨時職員雇い上げ経費
物資集積拠点運営	物資集積拠点運営要員	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ※救助法の救援物資外(化粧品等)の仕分け等の業務は、対象外
給水	給水車の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費 ○車両の燃料代、高速代 ※給水車の水については、原則対象外
健康・保健	保健師等の派遣	○応援職員の場合、職員の時間外勤務手当及び出張旅費
被災者の生活支援	住家被害認定、罹災証明書交付業務要員	※対象外
災害廃棄物処理	ごみ収集車の派遣	※対象外 救助法に基づく応急救助ではないため

※救助法対象経費については、「災害救助事務取扱要領」等を参考

※上記のほか、被害を受けた地方公共団体等からの応援等に要した経費（災害時相互応援協定に基づく応援）、災害対応に係る職員派遣の受け入れに要する経費（地方自治法第252条の17に基づく職員派遣）については、特別交付税措置が講じられている（罹災証明関係事務の応援経費についても特別交付税措置）（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。

出典：地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン 内閣府(防災担当)

4 訓練及び計画の見直し

- (1) 県が実施する定期的な防災訓練に、適宜この計画に記載する内容を取り入れ実効性を検証する。
- (2) 訓練を通じた検証、地域防災計画の修正、県及び関係機関の体制の変更等に応じて本計画を適宜見直し、修正を行うものとする。

5 市町村への受援体制構築の支援

内閣府ガイドラインに基づき、本計画との整合性を図りながら、県内市町村の受援体制構築に向けた支援を進める。